国保への届け出を忘れていませんか?

国保に加入するときや、やめるときには世帯主からの届け出が必要です。14日以内に忘れずに手続きしましょう。

加入の届け出が遅れると

- ・国保税は加入の届け出をした月からではなく、資格が発生した月の分までさかのぼって納めなければなりません。
- ・医療を受けるときに保険証がないので、医療費を 全額自己負担することになります。

やめる届け出が遅れると

・他の健康保険ができているのに国保の保険証を医療機関で使用したときは、国保が負担した医療費

は返還してもらうことになります。(自己負担3 割の方は、7割の返還になります。)

- ・他の保険に加入しても、国保をやめる届け出をしていないと国保税が賦課されたままになり、支払 わないと督促状が届くことになります。
- ※届け出が遅れるとトラブルのもとになりますの で、現在加入している健康保険をご確認ください。

▶ 問い合わせ

町民課

m 893—1117

〈国民健康保険に加入するとき必要な物〉

こんなとき	届け出に必要な物	国保の資格
他の健康保険をやめて国保に 加入するとき	印鑑・他の健康保険の資格が失われたことを証明できる物 (資格喪失証明等)	退職した翌日から
他の市町村から転入したとき	印鑑・他の市町村の転出証明書	転入した日から
子どもが生まれたとき	印鑑・保険証・母子健康手帳	生まれた日から

〈国民健康保険をやめるとき必要な物〉

こんなとき	届け出に必要な物	国保の資格
他の健康保険に加入したため 国保をやめるとき	印鑑・国保の保険証・新しい保険証又は加入証明書	資格を取得した日まで
他の市町村に転出したとき	印鑑・国保の保険証	転出した日の翌日まで (同じ日に転入したらその日)
死亡したとき	国保の保険証・死亡を証明する物	死亡した日の翌日まで

🛂 子ども手当のお知らせ

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が平成23年8月30日に公布され、平成23年10月から平成24年3月までの子ども手当の制度が決まりました。

これまで子ども手当を受給されていた方や新たに 支給要件に該当する方は平成23年10月以降の子ども 手当の支給を受けるために、新たに申請書の提出が 必要になります。

※新たに支給要件に該当する方とは児童養護施設の 設置者や里親等をいいます。

▶ 支給対象者

平成23年10月1日現在、いの町内に住所を有 し、中学校終了前までの児童を養育している父母 等。

▶ 支給金額

0~3歳未満(一律) 1万5千円

3歳~小学校終了前 (第1子·第2子) 1万円 (第3子) 1万5千円

中学生(一律) 1万円

▶ 申請方法

9月30日までの受給者で10月1日現在支給要件 に該当していると思われる方には10月中旬に申請 書を郵送予定です。

10月以降に子どもが生まれた方やいの町に転入される方は出生日又は、転出予定日の翌日から起算して15日以内に窓口での手続きが必要となります。

その他、支給要件等詳細につきましては町民課 までお問い合わせください。

平成23年9月までの子ども手当(中学校終了前までの子ども1人につき1万3千円)については10月11日(火)に支給します。

▶ 問い合わせ 町民課

m 893-1117